平成２４年（フ）第３２１１号
大阪市生野区桃谷４丁目１番２―408号
債務者　新工精機こと　一ノ尾　耀
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２２２号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目13番11号　アパートフジヤ426号
債務者　吉村　督司
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２３８号
大阪市城東区古市１丁目５番２―613号
債務者　横山　早苗
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２４５号
大阪市浪速区塩草１丁目３番12号　オレンジマンションⅢ　405号
債務者　村田　圭子
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３１６号
大阪市港区池島３丁目５番２―1910号
債務者　武本　真季
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３１７号
大阪府大東市朋来２丁目29番902号
債務者　田中金一こと　鄭　　金一
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３１８号
大阪府寝屋川市高柳５丁目41番10号
債務者　西本　有希（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４２０号
大阪府茨木市天王１丁目８番23―702号
債務者　金澤由紀子
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４３７号
大阪府寝屋川市明徳１丁目４番42―106号
債務者　松浦　幸江
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４４０号
大阪府東大阪市足代新町13番３号　太田マンション301号
債務者　安川　朋子（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６１６号
大阪府守口市大久保町１丁目11番15―501号、前住所大阪府守口市大久保町１丁目８番９号
債務者　山本みどり
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７８２号
大阪府豊中市服部西町３丁目11番33号
債務者　田村　貴子
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８５３号
住民票上の住所東京都府中市天神町３丁目７番地の７　ウイングヒルズ101
債務者　鎌内　弘子
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９２９号
大阪府四條畷市雁屋南町12番11号　サンクレセール301
債務者　尾﨑アサ子
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９６９号
大阪府東大阪市大蓮東５丁目12―22、住民票上の住所大阪府四條畷市大字砂498番地
債務者　山田　倫義
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６号
福岡県大牟田市栄町２丁目11番地２
債務者　片江ヨウ子
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第３３号
宮城県柴田郡村田町大字関場字大室沢149番地
債務者　大津　則雄
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
仙台地方裁判所大河原支部